

海外労働事情

アメリカ／抜本的な公的年金改革案を提示―ブッシュ大統領一般教書演説

ブッシュ大統領は二月二日、現行の公的年金制度を改革し、個人勘定を導入する確定拠出方式の新年金制度を創設する強い意志を明らかにした。現行の制度では、現役の就労者は給与所得の六・二％を社会保険料として支払っているが、新年金制度の下では、加入は任意であるものの、給与の最高四％までを各自の個人勘定に振分け、株式・基金運用が可能となる。ブッシュ政権は、今年中に関連法案を可決し、二〇〇九年から新年金制度に移行したい考えだ。同大統領は、高齢化の進展がもたらす財政破綻に言及し、年金改革の早期実現の必要を国民に呼びかけた。

自己責任型への転換を提案

ブッシュ提案は、現役世代が退職者の年金を負担する現行の世代循環型年金制度を自己責任型へ転換するもの。米国では、企業年金について既に各自が運用先を選択する確定拠出年金制度が導入されているが、公的年金制度の改革は、ルーズベルト政権下の一九三五年の制度創設

以来はじめて。新年金制度の下では、年金負担の世代間付回しや後継世代の受給額減額など、不公平が解消され、若年層の年金制度への不信感が払拭できるメリットがある一方で、民主党や米労働総同盟産別会議（AFL-CIO）などの反対派は、個人勘定導入に伴うリスクにより老後の生活基盤が危機にさらされると懸念を顕わにしている。また、ブッシュ政権の公的年金案では、二〇〇四年には破綻が必須である公的年金の建て直しが可能となるものの、今後一〇年間に見込まれる移行費の試算が約六六四〇億ドルに及ぶため、膨大な財政負担増が問題点のひとつに挙がっている。

個人勘定の導入については、

表 公的年金改革案骨子

適用対象	55歳（1950年生）以上は除外
個人勘定	1950年以降生まれの者は、年間1000ドルを上限に個人勘定化が可能。上限は漸次解消。
導入時期	2009年から2011年の間に導入
個人勘定制限	個人勘定年金口座は退職前の引き出しが不可。担保としても利用不可。
個人勘定管理・監督	連邦政府

「賛成」五五％、「反対」四一％と、世論も大きく割れている（ワシントンポスト世論調査）。専門家の見解では、「これまでの世代の積み重ねが我々のインフラを築き、技術投資を行ってきた。若い世代が親の世代を支えるために増税は当然だ」（ディーン・ペーカー・経済政策研究リベラルセンター共同所長）との声もあるが、少数派に過ぎない。イザベル・V・ソール・ブルッキング研究所経済研究部長は、「民主党議員は断固として高齢者に向けた各種制度の削減を認めないが、自滅的だといわざるをえない。現状維持では、教育費や貧困救済制度が逼迫する」と述べている。

コスト増問題を抱える高齢者向け諸制度

このように、今回のブッシュ提案が論争を巻き起こしていることは事実だが、ワシントンポストなどのメディアは、「社会保障の財政危機や年金改革は、高齢化がもたらす問題の氷山の一角に過ぎない」と報じている。確かに、年金のみならず、医療保険制度、連邦職員年金、退役軍人医療保険制度、退役軍人年金、炭鉱労働者給付、補足的社会保障給付、フードスタンプ（低所得の高齢者、障害者、失業者

などに支給される食券）、光熱費・住宅補助など高齢者向け諸制度のコスト増問題は山積みだ。リチャード・ジャクソン戦略国際研究センター（CISIS）・グローバル高齢化イニシアチブ部長は、「最大の論点は、高齢者の良好な生活水準の維持が、若年層に法外な負担を課すことなく維持できるかにかかっている」と語る。連邦議会予算事務局の試算によると、高齢者向け諸制度の総予算に占める割合は一九九〇年時点で二九％、二〇〇〇年時点で三五％に過ぎなかったが、二〇一〇年までに四三％（一兆ドル）に上昇するといふ。ブルッキング研究所の試算では、二〇一五年にはさらに五〇％（二兆八〇〇億ドル）にまで膨れ上がるといふ。

コスト増の大半は、医療保険制度のメデイケア（高齢者向け公的保険）及びメデイケイド（障害者・低所得者向け公的保険）に関連だ。二〇〇四年時点で四七三〇億ドルであったメデイケア及びメデイケイドへの連邦歳出は、二〇一五年には一兆二〇〇億ドルに膨れ上がる。ちなみに、同期間の社会保障関連歳出も、四九二〇億ドルから八八八〇億ドルへと上昇する試算だ。また、二〇〇三年に成立したメデイケア改革法で導入された外

来用処方箋薬への給付だけでも、七五年間に八兆一〇〇億ドルものコスト増を招き、これにより、三兆七〇〇億ドルの社会保障不足額が生じるとの試算もある。

一割にも満たない未成年向け予算

これと対照的に、成年未満の児童に投入する連邦予算は、二〇〇〇年時点の八・四％（一四八〇億ドル）から、二〇一〇年までに九・四％（二二九〇億ドル）に上昇するに過ぎない。また、所得の推移をみても、六五歳以上世帯では一九七五年以降三〇％以上アップし、米国平均と同等の所得水準を維持。かつての貧困層のイメージは薄れている。その陰で、四五歳以下世帯の所得は伸び悩んでいる。ソール氏は、「社会に必要なものは何か。我々は財源をどこに費やしたいのか。高齢者なのか若者なのかを真剣に見極める必要がある」と語る。また、CISIS ジャクソン氏も、「年齢が補助金・社会扶助の要件というのは妥当か。年齢という要素が貧困の象徴だった一九三五年、一九六五年というならばわかるが、今はそうではない」となどと現行制度の歪みに警鐘を鳴らしている。

混迷深める日本の高齢化問題

こうした深刻なコスト増に拍

車をかけるのが、これまで米国の貿易・財政赤字を肩代わりしてきた国々の高齢化だ。米国では、二〇〇四年までに人口の二六％が六〇歳を超えると予測がなされているが、同時期までに、日本、スペイン、イタリアでは四五％以上が六〇歳以上となる。貯蓄の積み上げや金融資産取得によって形成された巨大な個人金融資産を誇り、米国債投資の四〇％強のシェアを占める日本も、米国以上の勢いで高齢化が進展。マッキンゼー・グローバル研究所は、二〇年以内に日本の個人金融資産は減少し始め、二〇二五年には、現在の成長率を維持した場合に比して、四七％（八兆ドル）落ち込むと試算。「米国はこれまで、生産性向上・拡大に必要な資本を、特に日本の貯蓄に求めてきた。だが、高齢化で日本の成長が鈍化するに伴い、このシナリオは将来には当てはまり得ない」と分析している。急成長を遂げる中国も一人っ子政策により将来的な高齢化が見込まれ、依然として人口増のインドには、世界経済を支えるだけの資本蓄積を期待できない。先進国共通の高齢化問題は、世界の生活水準やビジネス拡大のドライバーの活力停滞という深刻な様相を呈している。C S I Sは、「世界的な高齢化ほど、大規模かつ困難な挑戦を強いられることがこれまでであったらどうか。米国連邦

財源規模や生活水準の向上のみならず、世界経済や世界秩序の安定にも深刻な影響を及ぼす問題だ」と分析している。

【参考】

Washingtonpost.com "Aging Population Poses Global Challenges: Health Care, Other Rising Costs to Strain Budgets in U.S. and Abroad", Feb. 2, 2005.
 Watlingtonpost.com "Bush Makes Cases for Social Security Plan: Changes Needed to Save Program, He Tells Nation", Feb. 3, 2005.
 Nymtimes.com "State of the Union: Retirement Plans; Introducing Private Investments to the Safety Net", Feb. 3, 2005.
 Nymtimes.com "State of the Union: We Must Pass Reforms That Solve the Financial Problems of Social Security", Feb. 3, 2005.

読売新聞（二〇〇五年二月四日）

（国際研究部 戎居皆和）

EU／欧州委員会、成長と雇用のための新戦略及び新社会政策アジェンダを発表

欧州委員会は、二月二日、二〇〇五年に開始されたEUの一〇カ年経済計画「リスボン戦略」を再活性化し、成長と雇用創出を実現するための新戦略を発表

した。新戦略は、二〇〇四年一月に発足したパローゾ新欧州委員会の二〇一〇年までの施政方針となるものである。新戦略の行動計画が達成されると、二〇一〇年までにGDPは三％に上昇し、六〇〇万人の雇用が創出されるという。欧州委員会はまた、二月九日、この新戦略の社会的側面に対応する「新社会政策アジェンダ」を発表した。新アジェンダは、すべての人々に仕事と平等な機会を提供し、EUの成長と雇用の増大に伴う利益が社会のすべての人々に及ぶよう保証することを目指している。

成長と雇用のための新戦略

欧州委員会が発表した成長と雇用創出の実現に向けた新戦略の目的は、二〇〇〇年に開始されたEUの経済改革アジェンダ「リスボン戦略」を再活性化することにあり。リスボン戦略は開始から五年が経過したが、期待された成果を上げていないと総括された。その原因は、リスボン戦略が二八の主要目標、二〇の補助目標、一一七の異なる指標からなり、評価の手続きがあまりに複雑すぎる点に起因する。

欧州委員会は、EUの競争力を強化し、持続的経済成長と雇用創出を達成するために、より焦点を絞ったEUと加盟国の具体的な行動計画を策定した。計

画は、①規制緩和と官僚主義の脱却②EU社会資本の整備と拡張③研究開発のための投資拡大と税制改革④研究開発、技術革新促進のためのEU補助金制度の改革⑤地域の技術革新拠点とEU技術研究所の創設⑥環境技術開発の促進⑦欧州技術イニシアティブの設定⑧EU若者イニシアティブを通じた若年失業との闘い⑨技術革新、職業訓練、社会資本整備のためのEU結束基金、構造基金の活用促進——などの欧州単一市場を拡大・深化させるための政策を盛り込んでいる。

評価の過程は単一の国別行動計画と単一の国別報告書に基づき大幅に簡素化されることとなった。加盟国はリスボン戦略の実行に係る調整を担当する政府レベルの責任者(Mr or Mrs Lisbon)を任命することとされた。欧州委員会は、リスボン戦略の新行動計画が実行されると、①教育水準の向上②研究開発投資の拡大③情報通信技術、電力市場の自由化——などの影響により、二〇一〇年までにEUのGDPは三％上昇し、六〇〇万人の雇用が創出されるとしている。

新社会政策アジェンダ（二〇〇五～二〇一〇）

欧州委員会は、二月九日、二〇〇五年から二〇一〇年までの「新社会政策アジェンダ」を発表した。新アジェンダは、二〇

〇〇年策定され今年期限切れとなる現行アジェンダを維持・発展させ、リスボン戦略を再活性化する「成長と雇用のための新戦略」の社会的側面に対応するものである。

新社会政策アジェンダは、新戦略に基づき、①フル就業及び②貧困との闘いと機会均等の促進——という二つの重要な優先課題を設定した。これらの優先課題は、欧州委員会の向う五年間の戦略目標「繁栄と連帯」を支援するものである。新アジェンダは、地方・地域・国レベルの公共機関と使用者、労働者代表及びNGOのパートナーシップを呼びかけている。

雇用に関して、新アジェンダは、①労働者が異なる加盟国で働く場合にも、年金と社会保障の受給権を保証し、国境を越えた団体交渉の選択的な枠組みを設定することを通じた欧州労働市場の創造②欧州若者イニシアティブ及び女性の労働市場への参加を通じて、より多くの人々により良い仕事を提供③短期契約、新しい医療・社会保障戦略など、新しい労働組織の必要性に適應した労働法の改正④労使対話を通じたリストラクチャリング過程の管理——などの分野に焦点を当てている。

貧困、機会均等に関しては、①人口統計学に関するグリーン・ペーパーの策定及び高齢化の影響と異なる世代間の将来の

海外労働事情

に関する分析②加盟国の年金・医療制度改革支援を通じた貧困との闘い③差別、不平等に対する取り組み(最低賃金制度の検証、マイノリティーに対する差別との闘い)④ジェンダー研究所の設立などを通じた男女機会均等の促進⑤社会的に関心のある社会サービスの役割、性質の明確化——などの取り組みを挙げています。

(国際研究部 大島秀之)

フランス/厳しい経済見通しのなか、政府は失業者数減少に自信を示すも二〇〇五年一月の失業率は五年ぶりの二けた台に

厳しい二〇〇五年の経済見通し

フランス政府は、二〇〇五年の経済成長率の目標を二・五%とすることを決定した。これに対し、CCF銀行のニコラ・クラカン氏は、「目標達成は困難である」との認識を示している。個人消費に力強さが見られないことから、二〇〇五年も、企業経営者が投資に慎重な態度を取り続けるというのが、同氏の見方である。

保険会社Euler Hermesのフィリップ・プロサー

ル氏は、二〇〇四年第四四半期に個人消費の回復が確認された場合は、数値の見直しがなされるとしながらも、二〇〇五年の経済成長率は二%と予想している。

INSEE(フランス国立統計経済研究所)は、二%をやや下回る水準になると見ている。輸出の減少や個人消費の落ち込みを受け、商業部門の成長は僅かしか見込めず、その他のサービス部門の拡大もあまり期待できないからだ。

二〇〇四年の失業状況

このように、二〇〇五年の景気に関して厳しい見通しが多いなか、二〇〇五年一月二八日、雇用・社会統合省は、二〇〇四年一二月の雇用統計を発表した。それによると、二〇〇四年末の時点で、失業率(ILOの基準に基づく)は、九・九%であった(注1)。

失業者数について、二〇〇三年と比較すると、年齢別では、二五歳以下の若年者は二・二%の増加であったのに対し、五〇歳以上の中高年は、二・三%減少。また、男女別では、女性が〇・八%増加したのに対し、男性は一・〇%減少であった。また、職業安定所に一年以上求職登録している長期失業者は、三・

一%の増加。三年以上職に就いていない失業者も、二・五%増加している。

失業率(季節調整済み)は、二〇〇三年一二月の九・九%から、二〇〇四年二月には九・八%へ下がったが、同年六月には再び九・九%に上昇し、翌七月に九・八%に戻った以外は、年末まで九・九%の水準であった。つまり、年間を通じて常に一〇%近い水準であったことがわかる。

政府の目標(公約)

ラフラン首相は、二〇〇四年一月一日、「二〇〇五年は、失業者数を一〇%減少させ、同年末までに失業率を九%未満の水準にすることを約束する」と表明。①製造業の生産高が一九八七年以来の高い伸び率を示している②二〇〇四年の経済成長率が、当初の予測の一・七%を超えている——ということにより、二〇〇五年は、更なる景気拡大が期待され、それが雇用の増加につながる、同首相は主張している。

こうした政府の公約に対し、職業安定所のミシェル・ペルナール所長は、「楽観論である」としながらも、ある条件がそろえば、その実現も不可能ではないとの認識を示した。その条件と

は、二〇〇五年の経済成長が少なくとも二・五%を超え、その上、特殊雇用契約での雇用が二五万人以上に上るなど、社会統合法(注2)による諸政策が着実に実行されるというものである。

INSEEによる予測

INSEEは、二〇〇五年六月末までに、公共部門・民間部門合わせて、五万七〇〇〇人の雇用純増と推測。民間企業における雇用拡大のペースに関して、二〇〇四年第三四半期の製造業の生産高が非常に好調だったことを考慮しても、今後大きな変化はなく、二〇〇五年上半期は、二万五〇〇〇人程度の増加にとどまると予想している。また、公共部門においては、特殊雇用契約による大量採用は期待できないとしている。労働力人口については、僅かながら増加すると予想。これらを総合的にみて、INSEEは、二〇〇五年六月末の失業率を、現在の九・九%から僅かに低い九・七%と予測している。

国民の反応

ある世論調査によれば、ラフラン首相による「失業者一〇%減少の公約」は達成できないと考える国民が七五%に及ぶことがわかった(二〇〇四年一二

月二日付けのユー・マニエ誌)。内訳は、「絶対に実現不可能」が四一%、「おそらく不可能」が三四%。一方、「実現可能」であるとした人は二二%であった(三二%は、無回答)。

最近の状況

こうしたなか、ラフラン首相は、二〇〇五年一月四日、リベラシオン誌のインタビューに対しても、「失業者を一〇%減少する」という公約には変化がないことを強調した。さらに、二〇〇五年には、景気拡大で新たに一五万人の雇用が生まれ、また、社会統合法により新設された「将来契約contrat d'avenir」(注3)は、一八万五〇〇〇人に職を与えることができると主張している。

経済見通しは厳しいものが多く、また、雇用情勢の先行きも明るいとはいえないフランス。INSEEの発表によれば、二〇〇五年一月の失業率は一〇%と、約五年ぶりの二けた台となった。ラフラン首相は自信を示しているが、「失業者一〇%減少」という公約実現に向けて、厳しい一年となることが予想される。

(注1) 期限の定めのないかつフルタイムの雇用を求めて職業安定所に登録している者で、一時(臨時)就労が一カ月に〇〜七八時間までの者は、二四四万四二〇〇人。

(注2) 雇用や住宅など社会問題全般に関する改善を目的とした法律(二〇〇四年二月二〇日成立)。

(注3) 社会復帰最低手当(RMI)など福祉手当の受給者を対象に、地方自治体や非営利団体における一定期間の就労を促すもの。有期のパートタイム就労をしながら、職業訓練に参加し、将来の恒久的な就労につなげることを目的とした契約。詳細は、JILPTのHP (http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2005_2/france_01.htm) を参照。(国際研究部 町田敦子)

ドイツ/ドイツで失業者数五〇〇万人突破—ハルツ第IV法施行が影響—

ドイツの二〇〇五年一月の失業者数が、かねてから意識されていた五〇〇万人を突破した。失業者は対前月比五七万三〇〇〇人増の五〇三万七〇〇〇人、失業率は前月より一・一ポイント上昇し二二・一%を記録。五〇〇万人超の水準は、直接的に比較できないものの、世界恐慌の影響を受けた一九三〇年代前半の水準で、第二次大戦後では最高の数字だ。このニュースはセンセーショナルに報道されたが、実際には、昨年以來専門家が繰り返し指摘してきたように、これまで生活保護に相当する「社会扶助」を受けていた人の一部



ドイツ連邦政府のwebサイト

が失業者に算入されたことが主な原因であり、今後は「ハルツ改革」と呼ばれる労働市場改革の推移と実際の失業データが、現行の労働市場政策を評価するカギとなる。

失業者の東西の内訳は、西独地域が三二六万六〇〇〇人(失業率九・九%)、東独地域で一七七万一〇〇〇人(失業率二〇・五%)で、人口の少ない東独地域の失業率が西独地域の約二倍に達している。東独地域では、マクレンブルク・フォアポンメルン州が最高で二三・五%、最も低いテューリンゲン州でも一九%となっている。西独地域では、北部で押しなべて失業率が高く(ブレーメン一七・五%、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州一二・七%、ニーダーザクセン州一二・一%など)、南部ではバーデン・ヴュルテンベルク州六・九%、バイエルン州八・

九%と相対的に低い。このような地域格差の傾向に、とくに変化は見られない。

「失業給付II」受給者が増加 要因

連邦雇用機関(BA)は、前月比で増加した五七万三〇〇〇人のうち、三四万六〇〇〇人相当が、冬場に失業が高まる季節要因による上昇だったと分析している。また、失業者として新たに登録された失業給付II受給者が二二万二〇〇〇人にのぼったと説明している。

この新たなカテゴリーの登録者は、「ハルツ第IV法」(失業給付期間を過ぎた後に支給されていた「失業扶助」と生活保護に相当する「社会扶助」を「失業給付II」に一本化)が一月一日に施行されたことよって生じた。かつての制度では、失業給付(新制度では「失業給付I」となった)の期間を終えた長期失業者は、期間の制限のない「失業扶助」を受け取り、「社会扶助」は「失業扶助」とは関連づけられずに存在していた。一月からは、就業能力があり資産査定をパスした人が失業給付IIを受け取る。資産が少なく就業もできない人は、「社会扶助」を引き継ぐ「社会給付」の対象者となる。

今回の失業統計発表後、シュレーダー首相、クレメント経済労働相らは労働市場改革の続行

を強調。これに対し、野党側からは、CSU(キリスト教社会同盟)党首のシュトイパー氏(バイエルン州首相)やFDP(自由民主党)のヴェスターヴェレ党首らが、政権の「失政」に対する批判の声をあげた。

失業問題は二月二〇日に行われたシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州議会選挙の争点の一つとなったが、選挙を前にZDF(第二国営放送)が実施したアンケートによると、同州の雇用創出を期待できる政党として、五年前には与党SPD(社会民主党)が三八%、野党CDU(キリスト教民主同盟)が二九%という回答を得ていたのが、現時点ではSPDが二二%に落ち込み、CDUは三六%に上昇している。このように、労働市場改革の成否については、厳しい目が向けられる状況が続きそうだ。

ハルツ第IV法の施行後の運用状況についても、さまざまな問題が指摘されている。これまでの社会扶助対象者に対して、失業給付IIと社会給付のいずれの対象者とするかについての判断が、担当する社会福祉事務所によって正確になされず、失業者のカウントが増え、失業率が出てくる。その影響で二月の失業者数が五五〇万人に達する可能性も取り沙汰されている。また、ヴァイゼ連邦雇用機関長官が「五五歳以上の資格をもたない東独地域の失業者は、ほと

んど職の紹介を受けられないだろ」と発言したと報道されたことを受け、同氏が今後高齢者に対する取り組みを進めると弁明するなど、高齢者の取り扱いは問題となっている。

(国際研究部 主任調査員 吉田和史)

イギリス/大規模三労組合併に向けて協議を開始

二〇〇五年二月、英国の三つの大規模労組は、欧州最大規模の労組であるドイツのIGメタル(組合員数約二五二万)に匹敵する「スーパー労組」の創設を模索するための合併予備協議を開始した。合併の実現で誕生する新たな「スーパー労組」は、産業界のみならず政治的にも大きな影響力を持つことになる。

合併で最大規模労組に

今回の協議に参加したのは、民間部門の最大労組アマिकास(Amicus)、輸送一般労組(T&G)、全国都市一般労組(GMB)の三労組。加入する組合員は製造業、金融サービス業、エネルギー、公共部門の広範囲にわたり、その数は重複加入者を含めて約二六〇万人に上る。合併が実現すれば、自動車産業、大手銀行、航空宇宙産業、石油ガス事業に従事する労働者全体を代表する存在となり、英国最大労組である公務部門労組

海外労働事情

NISSON II組合員数約一二九万人を凌ぎ、最大規模となる。合併案について、T&Gのトニー・ウッドリー書記長は、「合併協議は、労組が産業政策により大きな影響力を及ぼすという意味で歴史的な好機になる。協議に参加した労組は、無益な労組間組織化競争を回避し、強力な単一労組として、組合員のために闘うことを活動の中心に据えることができるはずだ」とその効果を述べている。合併労組の年間収入は約二億ポンド。組合員募集資金は二〇〇万ポンドに達する見込みだが、予算と人員を統合することで経費の節約も可能となり、財政面での効果も期待されている。このような「スーパー労組」の誕生は、多国籍企業に対抗するための大規模国際労組時代の幕開けと見る向きもある。アミカスのデレク・シンプソン書記長は、欧州全体を対象とした単一労組の創設を構想し、IGメタルと提携関係を築く可能性も示唆している。

小規模組合などの締め出しを危惧する声も

しかし、合併による悪影響を指摘する声もある。懸念は、「スーパー労組」の誕生による労働党政権に与える影響があまりに

も大きくなり過ぎることだ。現在でも合併予定の三労組は労働党にとって最大の支援団体。合併が実現すれば、同党の大半を占める三〇〇人の議員が「スーパー労組」出身の議員となる。「スーパー労組」が労働党にとって最大の資金源になることは疑いない。ここに「スーパー労組」と同じ部門で活動する小規模労組や新規労組が締め出されるのではないかという危惧が生じる。「スーパー労組」の産業に与える影響力が大きくなりすぎ、小規模労組の声は反映されなくなるのではといった懸念だ。

幅広い活動を行う新たな組合を期待

また、単に規模が大きいたいというだけでは、新たなスーパー労組が必ずしも成功を取めるとは限らないと指摘する声もある。一九七〇年代末のT&Gの組合員数は約二〇〇万人に達していたがその後減少の一途をたどり、今では一〇〇万人を下回っている。欧州最大規模の労組と称されるIGメタルも組合員減少の問題を抱えている。組合員数の減少が続く状況に歯止めをかけ、英国の「スーパー労組」が成功を取めるためには、運動の裾野をさらに広げていくことが必要とされている。従来のような単

なる賃上げ要求だけでは、組合の組織率が上がる時代ではない。労働市場の変化に対応し、年金問題の解決など、より幅広い分野で労働者の利益を守っていく新しい組合像が求められている。

(国際研究部 淀川京子)

スウェーデン/サバティカル休暇制度の導入

二〇〇二年以来いくつかの地域で試験的に導入されてきたサバティカル休暇制度が、二〇〇五年一月から全国で拡張適用されることとなった。基本的に一万二〇〇〇人の労働者が手当を受給しながら最長一年の休暇を取得することができ、一時的な代替要員として失業者を雇い入れることとなる。

試験期間中に一万四四〇〇人が休暇を取得

二〇〇二年二月、政府は、一〇の地方自治体において、試験的に二年間サバティカル休暇制度を導入した。この試験的的制度は、失業者が代替要員として雇い入れられることを条件に、労働者は最長一年間のサバティカル休暇を取得できるとされた。休暇期間中、労働者は、失業手当の八五% (賃金の六八%) に相当する手当を国から受給し

ながら、家庭での育児、学習や新規開業を行うことができる。しかし、他の職に就いたり、従前の職場で臨時労働者として働くことはできない。

一〇の地方自治体における二〇〇二年から二〇〇四年にかけての実験は、休暇を取得する労働者及び代替要員の労働者双方にとって、成功であったと評価されている。二〇〇四年一月までに一万四四〇〇人がサバティカル休暇を取得した。約半数が五〇歳以上であり、四分の三が女性であった。二〇〇四年二月の試験期間終了前に、議会はこのプロジェクトを全国に拡大することを承認した。

〇五年から制度を拡張

このため二〇〇五年一月から、サバティカル休暇制度の第二段階が全国で開始された。〇五年には、合計一万二〇〇〇人の期間の定めのない雇用契約の労働者が、失業者を代替要員として雇い入れることを条件に、サバティカル休暇を取得することができる。政府によると、制度の目的は、労働者に個人的事情や技能開発のための休暇を与える一方で、公共職業安定所に登録している失業者に職を提供することである。労働市場庁 (AMS) がこのプロジェクトに責任

を持っている。

拡張されたサバティカル休暇制度の詳細は、試験期間の制度と非常に似通っている。勤続二年以上の労働者が、賃金の六八%の手当を受給しながら、最長一年の休暇を取得することができる。移民や障害者などの長期失業者が休暇取得者の代替要員として仕事に就く。代替要員の採用は使用者の選択による。職業安定所が候補者を紹介するが、使用者は失業者登録されている限り他の者を採用することができる。代替要員の賃金、その他の労働条件は、使用者と当該労働者の合意によって決まる。

一部に「暫定的制度」との批判も

サバティカル休暇制度には、二〇〇五年で一億五億スウェーデンクローナ (一スウェーデンクローナは約一五・一八円) の予算が措置されている。この制度がすべての政党に支持されているわけではない。環境党は、この改革を少数与党の社民党政府に協力する条件とした。労働組合は、むしろ失業者のための職業訓練に予算をつぎ込むべきであると考えていた。サバティカル休暇の予算が、職業安定所に登録された失業者のための職業訓練を含む労働市場政策の予算を食ってしまうことは明白である。顕在失業率五%、職業訓練プログラム参加者三%の現下の

雇用情勢において、労働市場政策の予算から労働者の休暇のための費用を拠出することは、たとえそれが賃金の六八%の水準であったとしても、非常に賢沢な制度と見る向きもある。

(国際研究部 大島秀之)

中国／人口移動と進展する戸籍制度改革

経済発展に伴い、沿海部などへの労働力の移動、国民意識の高揚を背景に、国民の移動の自由を制限している戸籍制度改革を要求する声が強まっている。

一九四九年の新中国成立以前は、国民の地域間移動は比較的自由であった。一九五八年に「中華人民共和国戸籍登記条例」が制定され、戸籍制度が全国的に統一整備されると同時に、人の移動の自由は制限された。条例により、全国民は、「都市戸籍」(「非農業戸籍」と「農民戸籍」)に区別されるようになった。

政府は当時、農産物を基礎に資源を重工業に傾斜させ工業化をはかるといふ国家戦略をとり、農民を農村に封じ込める必要があったという。

現行の戸籍条例には、「農村から都市に移るには、都市労働部門の採用証明書、学校の採用証明書、都市の登録機関による移入許可証明書をもって常住地の戸籍登録機関に出向き移出手続き処理を行わなければならない

い」という規定はあるものの、実際に各種の証明書を手にすることができているのはごく一部の農民に限られていた。また、この戸籍制度では、食料など消費財の配給制度とセットで実施されてきたため、農民の都市への移動は制限されざるをえなかった。

しかし、改革開放以来、戸籍制度に緩みが出始めている。農村から都市部へ膨大な出稼ぎ労働者が流入している。東南部、沿海部の労働集約型の企業、従来の労働市場システムに組み込まれていない外資系企業も大量の出稼ぎ労働者の雇用の受け皿となってきた。

現実問題として、行政機関は、都市と農村の労働者の移動があまりに激しいため、厳格に管理することが不可能な状態にある。また、労働者の移動は、農民ばかりではない。大都市の頭脳労働者も条件の良い企業を目指して他の地域へ移動するようになった。彼らもその土地の戸籍を取得しなければ、親族と離れて暮らさなければならぬ。

二〇〇四年の公安部の発表では、全国の移動人口は一億三〇〇〇万人といわれるが、そのうち五〇〇〇万人が都市臨時居住人口として登録されている。このような変化を背景に、一九九八年以降、戸籍管理規制は段階的に緩和の方向にある。現行戸籍制度廃止への要望の高まりを受け、政府は、農村・都市

の移動は自由になりつつある。しかし、都市戸籍者と農村戸籍者の労働雇用、教育、社会保障等の格差をめぐるとの問題は未解決のままである。戸籍制度改革には、社会制度の改革との一体化が必要とされている。

(国際研究部)

タイ／三〇パーセント医療制度、疾患予防策強化へ転換

二〇〇二年にスタートした三〇パーセント医療制度(初診料が三〇パーセントで、幅広い治療を受けることが出来る低所得者層向けの医療制度)は、制度の開始から二年を経過し、すでに国民に広く利用されている。制度自体が浸透した現在、政府は疾患後のケアから予防対策に制度の比重を移していく方針だ。

疾患予防策を強化

タイ保健省及び国家保健保障委員会(The National Health Security Office)は、二〇〇五年二月二六日、従来の三〇パーセント医療制度のスローガンである「三〇パーセントで全ての病気を治療する」から、「三〇パーセントで病気を予防する」というスローガンに方針を切り替えていくことを明らかにした。

同制度は開始当初から、都市部の公立病院の医師の不足や財政負担などの問題が懸念されて

いた。制度の開始から二年が経ち、制度自体がすでに国民に広く定着したことをきっかけに、予算の節約及び疾患防止の意図も含め、予防策に力の比重を移していく方針だ。例えば、糖尿病や高血圧、肝臓の疾患などは、食事療法や日頃の心がけて予防することが可能な病気。特に肝臓疾患などは、治療コストが高く、三〇パーセント医療制度ではカバーできないため、同医療制度でカバーできる予防策を国民に提供していきたいとの考えだ。

【参考】

Bangkok Post, 二〇〇五年二月一七日号

(国際研究部)